

事務事業評価シート (評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		生活保護債権管理事業				②事業番号		4432	
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度	昭和 45 年度	⑤終了予定年度	年度	設定なし	
⑥根拠法令等	<input type="radio"/> 法令	<input type="checkbox"/> 条例	<input type="checkbox"/> 規則	<input type="checkbox"/> 要綱	<input type="checkbox"/> 計画等	<input type="checkbox"/> その他	法令等の名称 生活保護法		
⑦実施手法	<input type="radio"/> 直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 補助・負担	<input type="checkbox"/> その他				
⑧関連予算科目コード		款	3	項	3	目	1	細目	2
⑨担当部署		健康福祉部		⑩担当課名		生活福祉課		会計	一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

[1]事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 法第63条及び法第78条対象者	① 債務者	人
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
生活保護受給中に発生した資産や不正受給に対し調査の上、返還・徴収金を決定し徴収する。	① 返還・徴収金決定額	千円
	②	
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
債務者から返還・徴収する。	① 徴収率	%
	計算式 収入済額/調定額	
	② 計算式	
	③ 計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
適切な返還金の決定や債権管理を行うことで、生活保護受給者の不正受給の防止に繋がるなど生活保護制度の適正実施に繋がる。	政策(章) 2	みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節) 3	みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中 4	生活困窮者福祉の充実
	施策小 1	生活保護制度の充実

[2]各種指標値、事業費の推移

指標名		単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	債務者	人	87	83	73	50	-	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	返還・徴収金決定額	千円	28,497	45,178	30,828	20,000	-	現業員の努力により年金の遡及等の返還金の回収率が高い。保護廃止ケースの債権(徴収金返還金)回収率が低く現業員では管理が出来ない。
活動指標②								
活動指標③								
成果指標①	徴収率	%	81.10	57.40	80.92	80	-	事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員							
	正職員	人	0.05	0.05	0.05	0.05		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	402	405	386	386		
	直接事業費	千円	0	0	0	0		
	総事業費	千円	402	405	386	386		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		-
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	402	405	386	386		

[3]事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	生活保護受給中に年金の遡及や資産が発生する場合、また不正に保護を受給した者に対し返還・徴収する必要が生じたため。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	資力の活用まで日数の要する場合や、他法他施策による収入の徴収の一括納入率は高いが、不正に保護費を詐取する受給者には対応策を講じているが、少なくとも適正実施と保護廃止後の徴収の強化が必要である。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	現業員としては債権の発生を未然に防ぐ努力を行っている。また、年金の遡及などの返還金は、振り込み日等を確認し確実な納付を行っているが、保護廃止者の債権管理は現業員が業務の片手間で行う事が出来ないその為、債権管理の専門員の配置が必要である。全庁的な取り組みを市として考えて頂きたい。

3. 事務事業の評価【CHECK】

[1]目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[1]の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	生活保護受給中に発生した資産の返還や不正に受給した保護費を徴収することで生活保護の適正実施に繋がる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	生活保護制度の正しい運用は市の責務である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	生活保護法に基づくものである。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	生活保護の適正実施に影響がある。

[2]有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[2]の評価 **B**

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	年金等の多額の遡及分としての返還金は、一括納付をしていただくよう、振り込み日を確認し速やかに納付していただくよう努力している。また徴収金は生活保護受給者が対象である為、一括での徴収が困難であり分納により徴収している。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	債権管理専門員の配置により重点的に実施することができ成果向上が可能である。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	私債権であり他の私債権との連携をとることにより成果向上の可能性はある。

[3]効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[3]の評価 **C**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	債権管理専門員の配置が必要である。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	支弁した保護費の返還・徴収である。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A:現状のまま事業を進めることが適当 B:課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C:課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要
総合評価	B	生活保護から自立した世帯に対する返還・徴収が必要である。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

イ	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 ↓ (___ 年まで)	エ. 休止 ↓ (___ 年から)	オ. 廃止 ↓ (___ 年から)
a ----- b	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など	生活保護適正実施のための人員が必要である。				
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	生活保護適正実施のための人員が必要である。				